

【資料】

○保健師助産師看護師法○

【看護師の定義】

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

【准看護師の定義】

第六条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

【業務独占】

第三十一条 看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

2 保健師及び助産師は、前項の規定にかかわらず、第五条に規定する業を行うことができる。

第三十二条 准看護師でない者は、第六条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

○看護チームにおける看護師・准看護師及び看護補助者の業務の在り方に関するガイドラインおよび活用ガイド(公益社団法人日本看護協会)2021年度改定版○

【P8】

3. 看護師と准看護師、看護補助者の法的位置づけ

1) 法令・通知等で規定されている業

(1) 看護師・准看護師(中略)看護師及び准看護師については業務独占の規定が設けられている。そのため、各法令で規定されない限り、看護師以外の者が「傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助」を行うことはできない。また、准看護師以外の者が、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、「傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助」を行うことはできない。つまり、看護補助者が看護師の業務独占である「傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話」と「診療の補助」を実施することはできない。

○改定版看護にかかわる主要な用語の解説(公益社団法人日本看護協会)○

【P4】

<概念的定義>

(中略)「療養上の世話」の具体例としては、清潔の援助、食事援助、睡眠を促す援助や安楽に対する配慮などがあげられる。つまり、看護職は人々の健康が回復、維持、増進することに向けて生活を整え、支援する役割を担っている。

<歴史的変遷・社会的文脈>

(中略)日本では、1948年に現在の保健師助産師看護師法第5条に「看護師の業」として「診療の補助」と「療養上の世話」が規定されたことにより、人々の健康に向けて生活を支援する看護の役割が明文化され

た。「療養上の世話」に関連して、看護職は療養支援 の専門家であり、それに関しては看護師が独自に判断し、技術を提供できるとされている。

病棟専従の言語聴覚士の活動例

言語聴覚士の『専門的視点に立ち、場面に応じた病棟での多職種の負担軽減に寄与する言語聴覚療法』は以下の通り。

- ・ A D L 場面からの認知機能の評価（高次脳機能障害の評価）ならびに治療的関与
- ・ 臨床場面からの栄養状態の評価、指導
- ・ 摂食嚥下機能の評価、治療（食事場面を通じた治療）、指導
- ・ 口腔機能の評価（義歯適合の確認等）、治療、指導
- ・ 適切な食事形態および食事環境設定の評価、調整
- ・ 口腔ケア（特に難渋症例への治療的関与、病棟スタッフへの指導）



嚥下機能評価



口腔機能評価



開口困難症例への口腔ケア



摂食嚥下訓練
（一口量の調整）



食事場面の観察
（本人の状態に応じた食事形態
が提供されているかの確認）



家族指導（食事摂取）